

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和元年 8 月 29 日
政策統括官(統計基準担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理年月日
社会保障費用統計	厚生労働大臣	作成方法の変更 ① OECD 基準表及び ILO 基準表における地方単独事業の総合的計上 ② OECD 基準表及び ILO 基準表における特別職の国家公務員に対する災害補償の追加計上 ③ OECD 基準表における労働保険特別会計の人材確保・離職防止等に係る助成金等の削除	R1.7.30

(注) 統計法第26条第1項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様。）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。